

令和4年度
保健事業広報業務委託仕様書

神奈川県後期高齢者医療広域連合

企画課

令和4年度保健事業広報業務委託仕様書

令和4年度保健事業広報業務（以下「本業務」という。）の委託については、業務委託契約書に定めるもののほか、本仕様書の定めるところによる。

1 概要

保健事業の健康診査に係る周知広報物を作成、印刷し、バス車内に指定の期間掲示するもの。

2 契約期間

令和4年6月21日から令和4年12月31日まで

3 履行場所

受託者所在地及び各バス会社所在地

4 業務内容

(1) デザイン

広告記事は、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「委託者」という。）が文字原稿及びイメージ図のみを提供する。委託事業者（以下、「受託者」という。）は、構成（紙面デザイン、レイアウト、文字体、イラストの作成等）を行うものとし、必ず委託者に確認を取り了承を得たものを使用するものとする。

(2) 校正

最低2回行うこととする。なお、受託者は委託者の求めに応じ、必要十分な回数の校正を行うこととするが、委託者は受託者が期限までに納入できるよう、双方が協力するものとする。

(3) 掲示

バス車内にB3サイズのポスターを掲示する。

5 ポスター枚数

3,500枚

6 掲載時期

令和4年8月中旬から令和4年12月中旬までの間の3か月間とするが、

なるべく9月から11月で掲載期間が多い方が望ましい。

なお、ポスターは12月中旬までに撤去すること。

7 契約方法

単価契約とし、項目は別紙「令和4年度保健事業広報業務委託単価表」のとおりとする。

8 委託料の支払い

- (1) 受託者は業務完了後、委託者へ書面で業務の完了を報告し、委託者の検査に合格した場合、委託者の指示に従って委託料の支払いを請求する。
- (2) 委託者は項目ごとの契約単価に処理件数を乗じた額（1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てる。）の合計に消費税額（地方消費税を含む。）を乗じた額を加算して受託者に支払うものとする。なお、消費税及び地方消費税率は、本契約の完成及び引渡日における税率によるものとする。

9 契約不適合責任

契約約款（第12条及び第13条）のとおりとする。

10 スケジュール

ポスター作成及び掲示までのスケジュールは受託者が作成し、事前に委託者の確認を受けることとする。

11 その他事項

- (1) 官庁割引の適用があるバス会社は適用するよう調整し、委託者は受託者と協議のうえ、必要書類を提出するものとする。
- (2) 各バス会社の掲載の空き状況に応じて、申し込みができない場合には、委託者と受託者が協議して定めるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。
- (4) 成果物の作成について特許等がある場合は、受託者がその使用許諾等の責任を負うこと。また、成果物の掲出写真は各バス会社1枚以上とする（営業所は問わない）。
- (5) 成果物に係る所有権は、すべて委託者に帰属すること。